

山口市一般廃棄物処理実施計画

令和8年度

山口市

目 次

第1章	基本的事項	
1	目的	1
2	計画期間	1
3	計画区域	1
第2章	ごみ処理実施計画	
1	ごみ処理量の見込み	1
2	目標達成のための取組	1
	(1) ごみ排出量の抑制	1
	(2) 分別・リサイクルの推進	1
	(3) 環境負荷低減に配慮したごみの適正処理の推進	2
3	収集運搬計画	4
	(1) 収集運搬の概要	4
	(2) 持込施設	6
	(3) 事業ごみの市施設への受入れ	7
4	中間処理計画	7
5	最終処分計画	8
6	市で処理しないごみ	9
7	一般廃棄物処理業許可に関する計画	10
第3章	生活排水処理実施計画	
1	生活排水処理計画	11
	(1) 污水衛生処理人口及び污水衛生処理率	11
	(2) 合併処理浄化槽整備	11
2	し尿及び浄化槽汚泥処理計画	12
	(1) し尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み	12
	(2) 収集運搬計画	12
	(3) 中間処理計画	12

第1章 基本的事項

1 目的

本計画は山口市一般廃棄物処理基本計画の目標を達成するため、単年度の取組等を定めるものです。

2 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 計画区域

山口市全域とする。

第2章 ごみ処理実施計画

1 ごみ処理量の見込み

年度	可燃物	不燃物	金属 小型家電	資源物 (集団回収含)
6 (実績)	54,133t	3,102t	1,179t	7,906t
8 (見込み)	52,906t	2,930t	1,163t	7,706t

2 目標達成のための取組

(1) ごみ排出量の抑制

① ごみ減量化の啓発

具体的な取組	担当課
○ごみ分別出前講座（分別説明会等）の実施	資源循環推進課
○やまぐちエコ倶楽部への啓発事業委託	資源循環推進課
○ごみ処理・リサイクル施設の見学会の実施	環境施設課
○小学生向け環境副読本「あいらぶ山口」の作成・配布	資源循環推進課
○小学生向け出前環境学習の実施	清掃事務所

② 廃棄物処理手数料の見直し

具体的な取組	担当課
○廃棄物手数料見直しの検討	資源循環推進課

(2) 分別・リサイクルの推進

① 分別ルール周知

具体的な取組	担当課
○市報・市公式ウェブサイト等の媒体を活用したごみ分別やリサイクルに関する情報提供	資源循環推進課

○ごみ収集カレンダーの作成、配布	資源循環推進課
○分別アプリ「さんあ〜る」を活用した情報発信	資源循環推進課
○市LINE公式アカウント等を活用した情報発信	資源循環推進課
○ごみ情報ダイヤルによる相談	資源循環推進課
○事業系ごみの減量等に関する啓発パンフレットの作成・配布	資源循環推進課
○事業系可燃ごみ搬入物検査の実施	環境施設課

② 効果的・効率的なりサイクルの推進

具体的な取組	担当課
○事業所による自主回収等の情報提供	資源循環推進課
○つくし推進事業による資源物集団回収への奨励金交付の実施	資源循環推進課
○古着の分別収集の試験的実施	資源循環推進課
○分別収集したペットボトル（一部）の水平リサイクルの実施	資源循環推進課

③ プラスチック製品リサイクルの検討

具体的な取組	担当課
○プラスチック製品リサイクルの検討	資源循環推進課
○プラスチック製品モデル地区回収調査の実施	資源循環推進課

(3) 環境負荷低減に配慮したごみの適正処理の推進

① 適切な収集運搬の実施

具体的な取組	担当課
○ごみ収集運搬の実施	清掃事務所
○収集運搬車の維持管理・購入	清掃事務所
○ごみの排出が困難な世帯を対象とした戸別収集を実証的に実施（可燃ごみ）	清掃事務所
○ごみ集積施設の設置補助	清掃事務所
○可燃ごみ指定収集袋の製造・配送・販売	資源循環推進課

② 現有処理施設の適正な管理運営・設備更新・設備修繕の実施

具体的な取組	担当課
○清掃工場の管理運営	環境施設課
○不燃物中間処理センターの管理運営	環境施設課
○最終処分場の管理運営	環境施設課
○資源化施設の管理運営	資源循環推進課
○ごみ持込施設の管理運営	資源循環推進課
	環境施設課

③ 災害ごみの適正な処理

具体的な取組	担当課
○災害廃棄物処理計画・初動マニュアルの整理・充実	資源循環推進課
○職員向け災害廃棄物処理研修の実施	資源循環推進課

3 収集運搬計画

事業系ごみの収集運搬については、排出者責任の観点から、排出者自らあるいは一般廃棄物収集運搬業許可業者が実施します。

(1) 収集運搬の概要

種類		収集運搬主体	収集場所	主な搬入先	処分方法	
家庭系ごみ	可燃ごみ（燃やせるごみ）	排出者又は市（直営・委託）	集積所	清掃工場	焼却・資源化	
	不燃ごみ（燃やせないごみ）		集積所	不燃物中間処理センター	資源化・焼却・埋立	
	金属・小型家電製品		集積所	不燃物中間処理センター	資源化	
	使用済小型家電・パーソナルコンピュータ		拠点	リサイクルプラザ	資源化	
	資源物		缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装	集積所	リサイクルプラザ	資源化
			新聞、雑がみ、ダンボール、紙製容器包装、紙パック	集積所	資源回収業者	資源化
			古着	リサイクルプラザ	資源回収業者	資源化
	粗大ごみ		戸別	不燃物中間処理センター	資源化・焼却・埋立	
	有害ごみ		蛍光管、乾電池、水銀体温計	拠点	リサイクルプラザ	資源化
			スプレー缶	拠点	不燃物中間処理センター	資源化
			水銀血圧計	リサイクルプラザ本館	リサイクルプラザ	資源化
			小型充電式電池・モバイルバッテリー・ボタン電池・コイン電池・電子たばこ・加熱式たばこ	拠点	リサイクルプラザ	資源化
	一時多量ごみ		排出者又は許可業者	排出者又は許可業者による収集運搬	清掃工場または不燃物中間処理センター	資源化・焼却・埋立
	排出困難者から発生したごみ				清掃工場または不燃物中間処理センター	資源化・焼却・埋立
	市で収集・処分を行うことができないもの				許可業者	資源化等

種類		収集運搬主体	収集場所	主な搬入先	処分方法
事業系ごみ	可燃ごみ	排出者又は許可業者	排出者又は許可業者による収集運搬	清掃工場	焼却・資源化
	不燃ごみ			不燃物中間処理センター	資源化・焼却・埋立
	金属類			不燃物中間処理センター	資源化
	資源物 缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、紙パック、新聞、雑がみ、ダンボール、シュレッダーした紙			資源回収業者またはリサイクルプラザ	資源化
	市で収集・処分を行うことができないもの			許可業者	資源化等

※家庭系ごみの収集回数は、毎年度のごみ収集カレンダー作成に併せて定めます。

※許可業者とは、本市の一般廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）の許可を受けた業者をいいます。

(2) 持込施設

種類	持込施設
可燃ごみ (燃やせるごみ)	山口市清掃工場
	山口市阿知須清掃センター
不燃ごみ (燃やせないごみ)	山口市不燃物中間処理センター
	山口市鍛冶畑不燃物埋立処分場
	山口市青江一般廃棄物最終処分場
	山口市阿知須清掃センター
	山口市阿東クリーンセンター
金属・小型家電製品	山口市不燃物中間処理センター
	山口市鍛冶畑不燃物埋立処分場
	山口市青江一般廃棄物最終処分場
	山口市阿知須清掃センター
	山口市阿東クリーンセンター
使用済小型家電	山口市リサイクルプラザ
	山口市各総合支所
	山口市各地域交流センター
粗大ごみ	山口市不燃物中間処理センター
	山口市鍛冶畑不燃物埋立処分場（不燃性粗大のみ）
	山口市青江一般廃棄物最終処分場
	山口市阿知須清掃センター
	山口市阿東クリーンセンター
資源物	山口市リサイクルプラザ
	山口市阿知須清掃センター
	山口市鍛冶畑不燃物埋立処分場
	山口市青江一般廃棄物最終処分場
	山口市阿東クリーンセンター
	山口市各地域資源物ステーション
有害ごみ	山口市リサイクルプラザ
	山口市阿知須清掃センター
	山口市鍛冶畑不燃物埋立処分場
	山口市青江一般廃棄物最終処分場
	山口市阿東クリーンセンター
	山口市各地域資源物ステーション
	山口市各地域交流センター及び各分館その他市の指定場所

(3) 事業系ごみの市施設への受入れ

① 可燃ごみ

資源化可能な紙類のリサイクルの指導

産業廃棄物等の混入防止指導

② 不燃ごみ

年間搬入量の4 t 受入れ制限

産業廃棄物等の混入防止指導

4 中間処理計画

資源物は、山口市リサイクルプラザ、山口市鍛冶畑不燃物埋立処分場及び山口市阿東クリーンセンターで選別・圧縮・梱包を行います。可燃ごみは、山口市清掃工場で焼却します。

また、不燃ごみや粗大ごみは、山口市不燃物中間処理センターで破碎選別を行い、金属類を資源化することにより、最終処分量を縮減します。

	名称	所在地	処理能力	運営主体
資源化施設	山口市 リサイクルプラザ	山口市大内御堀 10489 番地 8	缶 ペット その他プラ 1.1t/h 0.3t/h 2.5t/h	市
	山口市 鍛冶畑不燃物埋立処分場	山口市小郡上郷 10596 番地 55	ペット 0.3t/h	市
	山口市 阿東クリーンセンター	山口市阿東生雲東分 11119 番地	缶 0.48t/h	市
焼却施設	山口市清掃工場	山口市大内御堀 496 番地	可燃 220 t /24h	市
破碎選別	山口市不燃物中間 処理センター	山口市宮野下 11782 番地 1	不燃 可燃粗大 不燃粗大 40t/5h 5t/5h 5t/5h	市

5 最終処分計画

直接埋立や中間処理後の不燃物は、次の各最終処分場の埋立条件や処理方式に基づき処分します。

名称	所在地	埋立対象物	浸出水処理設備	埋立容量	残余容量
山口市鍛冶畑不燃物埋立処分場	山口市小郡上郷 10596番地55	不燃ごみ 地区清掃土砂 返却異物	有	66,000m ³	24,981m ³
山口市青江一般廃棄物最終処分場	山口市秋穂東 3465番地	安定品目 地区清掃土砂	無	225,505m ³	35,341m ³
山口市阿東一般廃棄物最終処分場	山口市阿東蔵目喜 10867番地	不燃ごみ 返却異物	有	26,000m ³	7,755m ³
山口市大浦一般廃棄物最終処分場	山口市江崎 1279番地2	破碎残渣	有	28,000m ³	16,298m ³

※残余容量は、令和7年3月末現在

6 市で処理しないごみ

区分	品目例	排出方法
有害性のあるもの	バッテリー、農薬、在宅医療に伴い排出される注射針、有害ガスを発生するもの等	販売店等に引き取ってもらい、当該店が適正に処分すること 注射針等の感染性の恐れのあるものは、医療機関等に持ち込み、感染性廃棄物として処理すること
危険性のあるもの	プロパンガスボンベ等	
引火性のあるもの	火薬類、ガソリン、灯油、廃油等	
著しく悪臭を発生するもの	汚物類	便槽、浄化槽又は下水道に投入すること
特別管理一般廃棄物	医療機関等から排出される血液等が付着した包帯、ガーゼ等感染性のあるもの	排出者において、適正に処分すること
特定家庭用機器廃棄物	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	家電リサイクル制度により、適正に処分すること
処理が著しく困難であり、処理施設の機能に支障を生じるもの	可燃ごみのうち、破砕機使用の場合、太さ（厚さ）5cm×縦1m×横2m×高さ90cmを超過するもの、また破砕機を使用しない場合、太さ（厚さ）5cm×長さ50cmを超過するもの	本市受入基準を満たすよう、加工して持ち込むか、民間処理業者により、適正に処分すること
	不燃ごみ、金属・小型家電製品、粗大ごみのうち、縦1.4m×横1.8m×高さ90cmを超過する工作物及び製品	
	ピアノや金庫等の著しく重いものや大きいもの、タイヤ等	販売店等に引き取ってもらい、当該店が適正に処分すること
	オートバイ、原動機付自転車等	二輪車リサイクル制度により、適正に処分すること
	消火器	廃消火器リサイクル制度により、適正に処分すること
	その他（塗料・エンジン・合わせガラス・フロンガスを含むもの・エアークンプレッサー・排水処理施設の活性炭等）	民間処理業者等により、適正に処分すること

7 一般廃棄物処理業許可に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第2号及び同条第10項第2号の規定により、一般廃棄物処理業許可に関する計画を次のとおり定めます。

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可

① 新規許可

原則として、山口市及び収集運搬業許可業者が適正な収集運搬を実施できる能力を有している限りにおいて、新規の許可は行いません。

ただし、以下の場合に限り、新規許可を行います。

ア 公共維持

国又は地方公共団体の委託を受けて行う道路、河川、施設等の清掃又は維持管理に伴う廃棄物の収集運搬

イ 建設業

解体又はリフォーム工事を請け負った場合における工事現場に残された家具、家電等の残置物の収集運搬

ウ 特定品目

一般廃棄物のうち、木くず、草及び動植物性残渣のみの収集運搬

エ 処理困難物

現在の収集運搬業許可業者の能力で運搬することが困難な一般廃棄物の収集運搬

② 変更許可

原則として、上記①ア～エに掲げる限定許可を除き、事業範囲（取扱い廃棄物、許可対象区域など）の追加は認めません。

(2) 一般廃棄物処分業許可

原則として、山口市及び処分業許可業者が適正な処分を実施できる能力を有している限りにおいて、新規の許可は行いません。

ただし、新たに資源化の推進に寄与するもの、及び市又は既存の処分業許可業者が処分できない品目については、品目を限定して新規許可を行います。

(3) 許可車両

原則として、収集運搬車両の増車は認めません。

ただし、以下に該当する場合は、用途を限定して増車を認めます。

① 上記(1)①ア～エに掲げる内容に限定して使用する場合。

② 本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者が、高齢・障がい者世帯に対するごみ出し支援を目的とした定期的な家庭ごみの戸別収集に使用する場合。

第3章 生活排水処理実施計画

1 生活排水処理計画

公共下水道、農業・漁業集落排水、合併処理浄化槽の普及により、汚水衛生処理の普及を図ります。

(1) 汚水衛生処理人口及び汚水衛生処理率

項目	6年度（実績）	8年度（計画）
行政区域内人口	184,585人	184,016人
汚水衛生処理人口	172,693人	174,108人
汚水衛生処理率	93.6%	94.6%

(2) 合併処理浄化槽整備

区分	6年度（実績）	8年度（見込み）
5人槽	79基	76基
7人槽	26基	27基
10人槽	0基	5基
合計	105基	108基

2 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) し尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み

年度	し尿	浄化槽汚泥
6 (実績)	13,384 k1 (うち委託分1,665k1) (うち受託分1,943k1)	47,572k1 (うち委託分2,957k1) (うち受託分3,417k1)
8 (見込み)	10,738 k1 (うち委託分1,591k1)	44,165k1 (うち委託分2,931k1)

※浄化槽汚泥は、農業集落排水処理施設（6施設）から発生した汚泥を含んでいる。

※し尿及び浄化槽汚泥は、防府市に処理委託している徳地地域分を含んでいる。

※令和6年度実績のし尿及び浄化槽汚泥は、豪雨災害に伴う美祢市受託分を含んでいる。

(2) 収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者による収集運搬を行うこととし、市の施設(徳地地域は防府市に委託)で全量を衛生的に処分します。

一般廃棄物の種類	収集方法	収集回数	収集方法	主な搬入先
し尿	定期	月1回	戸別収集(許可業者)	山口市 環境センター
浄化槽汚泥	清掃時	年1回以上	戸別収集(許可業者)	山口市 環境センター

(3) 中間処理計画

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、山口市環境センターでし渣（ごみ等）や油脂を取り除く前処理を行います。浄化槽汚泥は、汚泥とろ液に分離し、汚泥はセメント原料化、ろ液はし尿と混合・希釈し、山口浄化センターへ圧送して下水道汚水と共同処理を行います。

施設名	所在地	処理開始	処理方式	処理能力
山口市 環境センター	山口市小郡 上郷12200番地	昭和56年10月 平成28年4月から 共同処理開始	共同処理 (前処理+下水施設圧送)	525m ³ /日

※徳地地域のし尿及び浄化槽汚泥については、防府市の施設で処分